

学 位 論 文 題 名

流通再編下における系統農協の米販売機能に関する研究

学位論文内容の要旨

本論文の課題は、流通再編下にある現在の米流通における系統農協の販売機能を分析し、その現段階的特質と今後の方向を明らかにすることにある。

序章では、こうした研究課題を設定した問題意識を述べ、さらにこれまでの研究のフォローを行った。現在、わが国の米流通は、きわめて混乱した状況の中にあるが、これは、1995年11月の「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（以下、食糧法と略す）の施行と食糧管理法の廃止に伴う米の国家管理の後退、流通規制の緩和に直接の原因がある。食糧法体制への移行の中で、単位農協（単協）－県経済農協連合会（経済連）－全国農協連合会（全農）という系統農協による米の販売機能と需給調整機能の発揮が求められている。実際、食糧法の施行を前後して、単協その他の地域的で独自の米の共同販売の動きが多くなり、これを評価する見解も少なくない。だが、系統農協による米の販売は、これまで全農を頂点とした一元的集荷・販売体制と、政府の管理と財政支援によって支えられおり、こうした経緯と実態を踏まえれば、単協を中心とした共販体制の確立を展望することには無理があるといわざるをえない。

こうした問題意識から、本論文では、まず全農－経済連による米の販売機能の実態を明らかにした上で、単協など地域独自の米販売の動きを北海道の事例に基づき分析し、その意義と限界に接近する。

第1章では、系統農協の頂点に立つ全農の米販売機能について現状を整理し、その特徴点を示した。食糧法の施行によって、全農には政府がこれまで有していた米需給調整機能を代位することが求められているが、現実には全農の機能は弱化している。このような中で、全農は、計画的で安定的な自主流通米の販売を目的とした「R I C E戦略」を策定し、これによって系統共販の再強化をめざしている。だが全農による米販売と調整機能は、系統共販の外部的要因、具体的には政府米売却量の無計画な拡大や、計画外流通米の増加等による米需給の混乱によって、その十分な発揮が阻害されている。こうした全農の米販売と需給調整機能の弱化は、経済連による産地間競争の激化を必然的にもたらしている。

第2章では、米流通構造の変化に対応した経済連の販売機能の現状を明らかにした。1969年の自主流通制度の導入以降、自主流通米の流通量が漸次増大していったが、従来は、自主流通米は良食味米にはば限られていた。だが、現在では、自主流通米が主食用米流通の大宗

を占めるようになり、低価格米を含めほとんどすべての品質の米が自主流通米として出回るようになったが、その中で、産地品種銘柄間の序列化が生まれつつある。このことは、各県の経済連にとっては、自県産米の品質、価格、用途にみあった販売先の確保が重要になってきていることを意味する。現実には各経済連は、産地指定の受け入れ、用途別販売の実施、物流改善の強化などを進める一方で、経済連の販売戦略に対応した産地の編成を行いつつある。

第3章では、産地品種銘柄の序列化の中ではもっとも下位に属し、現実には厳しい販売対応が迫られている北海道の経済連（ホクレン）の販売対応を検討し、品質格差に対応した経済連の販売体制の展開と現状、およびそこでの問題点を地域レベルで明らかにした。当初、道内産地を平等に扱うという理念をもって出発した全道共販体制は、品質格差に応じて地域を区分する方向にシフトしてきたが、1997年産から導入された用途別集荷販売体制によって、そうした方向をより明確にした形で進行させてきている。こうしたホクレンの対応を背景に、次に述べる地域単位での米銘柄の形成や、単協による直接販売も進行しているのである。

第4章では、北空知広域農協連合会を事例に、複数の農協による米の地域銘柄の形成と展開について実態を明らかにし、その評価を行った。北空知では、北海道米の中での差別化を目的に、生産指導と自主検査を地域単位で行うことによって、できるだけ品質を統一するようにした。さらに卸売業者に対しては、北空知の産米の産地指定を要請し、販売先の集約化と安定確保をはかろうとした。しかし、産地内の品質統一には様々な困難な事情がある一方で、販売先の集約化についても、生産者のメリットになるよりは、卸売業者による仕入産地の囲い込みに繋がる可能性がある。

第5章では、上川中央部の東神楽、当麻、東川町の各農協を事例に、単協による直接販売の存立条件について検討した。単協による直接販売は、生産者組織からの特別栽培米の事務委託を契機に成立したものが多い。特別栽培米の生産・販売は、1993年産米の凶作と米不足期において急激に拡大したのであるが、近年の米過剰によって販路を縮小させるなど、その取り組みは、米の需給動向に大きく左右されている。また単協の直接販売は、卸・小売業者への低価格での販売を余儀なくされるなど、その存立基盤は不安定である。

終章では、以上の分析結果を踏まえて、流通再編下における系統農協の米販売機能の現段階的特質を示すとともに、米共販体制の今後の方向性と米需給と価格の安定化のための政策的条件について示唆を与えた。

米流通の再編の中で、米の需要形態の多様化と、これに対応した米商品の差別化が進行している。また、系統農協内部では、以上の流通面の動向を背景に、それぞれ販路確保と有利販売を目指して競争している。そのため系統農協各段階の米販売機能、とりわけ販売先決定の機能は、全農から経済連へ、さらには単協へと分散しつつある。その結果、必然的に全農の需給調整機能が弱化し、かつての集荷・販売の一元的体制が失われつつある。単協などが行う地域的で独自の販売対応については、その前提として、統一した生産指導と自主検査体制の確立、これによる品質の標準化を基礎にした販売先の確保が必要である。こうした前

提条件がないままに、独自販売を行ったとしても、それが常に産地や生産者に利益をもたらすとは限らず、むしろ実需者側のメリットとして吸収されてしまう恐れがある。さらに、今日のように米過剰が深刻化し、これを背景に自主流通米価格の低落が続いている中で、単協などが独自販売を行ったとしても、その経済的メリットはほとんど得られない。そのため、生産調整、出荷調整を含む全体需給の調整が不可欠であり、その中で系統農協も一定の役割を果たさなければならない。県間の出荷調整や総合的な販売力の強化などの課題では、全国連としての全農の機能発揮が求められる。今後とも米流通の主体が道府県別の産地品種銘柄にある中では、経済連による県内包括的な販売対応と生産指導が不可欠であろう。

さらに、系統農協による需給調整機能の発揮と共販体制の再構築のためには、政府による適切な政策措置と財政支援が必要である。とくに、政府米、自主流通米、輸入米、計画外米を含めた米の全体的な需給管理は政府の責任によって果たさなければならない。また、食糧法では備蓄用米に限定された政府米の新たな位置づけ、自主流通米古米在庫の政府米へのUターン処理など、政府による安定的な米需給環境の整備が不可欠である。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 三 島 徳 三

副 査 教 授 太田原 高 昭

副 査 助教授 飯 澤 理一郎

学 位 論 文 題 名

流通再編下における系統農協の米販売機能に関する研究

本論文は、現行の米流通再編下における系統農協の販売機能を分析し、その現段階的特質と今後の方向を明らかにすることを課題にしている。序章、終章を含め7章からなる総頁数164ページの和文論文である。図19、表46を含み、他に参考論文8編が添えられている。

序章では、課題を設定した問題意識を述べ、さらにこれまでの研究のフォローを行っている。現在、わが国の米流通は、きわめて混乱した状況の中にあるが、これは、1995年11月の食糧管理法の廃止と「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（以下、食糧法と略す）の施行に伴う米の国家管理の後退、流通規制の緩和に直接の原因がある。食糧法体制への移行の中で、単位農協（単協）－県経済農協連合会（経済連）－全国農協連合会（全農）という系統農協による、米の販売機能と需給調整機能の発揮が求められている。現実には、食糧法の施行を前後して、単協その他による地域的で独自の米の共同販売の動きが多くなり、これを評価する見解も少なくない。だが、系統農協による米販売は、これまで全農を頂点とした一元的集荷・販売体制と、政府の管理と財政支援によって支えられており、こうした経緯と実態を踏まえれば、単協を中心とした共販体制の確立を展望することには無理があるとする。

こうした問題意識から、本論文では、まず全農－経済連による米の販売機能の実態を明らかにした上で、単協など地域独自の米販売の動きを北海道の事例に基づき分析し、その意義と限界に接近している。

第1章では、全農の米販売機能について現状を整理し、その特徴点が示されている。食糧法の施行によって、全農に対しては、政府がこれまで有していた米需給調整機能を代位することが求められている。だが全農の調整機能は、計画外流通米の増加や産地間競争の激化等による諸要因によって、その機能が弱化しているのが現実である。

第2章では、米流通構造の変化に対応した経済連の販売機能の現状を明らかにしている。自主流通米の量的拡大に伴い、産地品種銘柄間の序列化が生まれつつあるが、この下で各県の経済連は、自県産米の品質、価格、用途に即した販売先の確保をめぐる鎭を削っている。

現実には各経済連は、用途別販売の実施、物流改善の強化などを進める一方で、販売戦略に対応した産地の編成を行いつつある。

第3章では、産地品種銘柄の序列化の中ではもっとも下位に属し、現実には厳しい販売対応を迫られている北海道の経済連（ホクレン）の販売機能を分析し、品質格差に対応した経済連の販売体制の展開と現状、およびそこでの諸問題を明らかにした。

第4章では、北空知広域農協連合会を事例に、複数の農協による米の地域銘柄の形成と展開について実態を明らかにし、その評価を行っている。北空知では、地域内の品質統一と販売先の集約化によって、販路の安定確保をはかろうとしたが、これには様々な困難な問題があり、生産者のメリットになるよりは、卸売業者による仕入産地の囲い込みに繋がるということが明らかになった。

第5章では、上川中央部の東神楽、当麻、東川町の各農協を事例に、単協による直接販売の存立条件について、実態調査に基づき検討している。単協直販は、生産者組織からの特別栽培米の事務委託を契機に成立したものが多く、近年の米過剰によって販路を縮小させるなど、その取り組みは、米の需給動向に大きく左右されている。さらに、販売業者への低価格販売を余儀なくされるなど、それらの存立基盤は不安定である。

以上の実態把握を踏まえて、終章では、論文全体を総括するとともに、今日のように米過剰が深刻化し、これを背景に自主流通米価格の低落が続いている中では、生産調整、出荷調整を含む全体需給の調整が不可欠であり、その中で全農及び経済連の機能発揮が求められていると方向づける。さらに、米共販体制の再構築のためにも、計画外流通米を含めた米の全体的な需給管理など、政府による適切な政策措置と財政支援が必要であるとして、本論を結んでいる。

このように本論文は、流通再編下における系統農協の米販売機能の実態について、現地調査を含む詳細な分析を行い、多くの新知見を加えるとともに、喫緊の課題である食糧法下の米需給・価格の安定化対策について貴重な提言を行っている。これは、学術的に高く評価されるだけでなく、政策的にも有益な示唆を与えるものである。

よって審査員一同は、小池晴伴が博士（農学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認めた。